

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月12日
【発行者名】	安田投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 治紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【事務連絡者氏名】	小林 敏彦
【電話番号】	03-3296-6000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	パン・パシフィック外国債券オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

パン・パシフィック外国債券オープン（以下「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

なお、受益権の格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である安田投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時（証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前11時）までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

「基準価額」とは、ファンドに属する有価証券等を時価評価して得たファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。（当ファンドは、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。）

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

当ファンドは、原則として、日本経済新聞朝刊に「パンパシ」の銘柄名で前日の基準価額が掲載されます。

**（５）【申込手数料】**

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

**（６）【申込単位】**

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

**（７）【申込期間】**

平成21年11月13日から平成22年11月16日まで

ニューヨークの銀行またはカナダの銀行の休業日を除く毎営業日申込の受付を行います。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（８）【申込取扱場所】**

原則として販売会社の本支店等とします。

販売会社につきましては下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

**（９）【払込期日】**

当ファンドの取得申込者は、販売会社の定める日までに、申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**（１０）【払込取扱場所】**

申込を受付けた販売会社とします。

**（１１）【振替機関に関する事項】**

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

**（１２）【その他】**

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

原則として、毎月15日。（休業日の場合は翌営業日。）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

パン・パシフィック外国債券オープンは、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	海外	不動産投信
		その他資産 （ ）
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

#### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本除く)	
	年2回	日本	
	年4回	北米	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ( )	中南米	なし
その他資産 ( )		アフリカ	
資産複合 ( )		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

**債券（公債）**

目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

**年12回（毎月）**

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル（日本除く）**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**為替ヘッジなし**

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

## ファンドの特色

環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

原則として、取得時の格付がA格相当以上の信用度が高いと判断される債券に投資します。

4カ国に分散投資し、リスクを抑制します。

相対的に高い利回りが期待される債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指します。

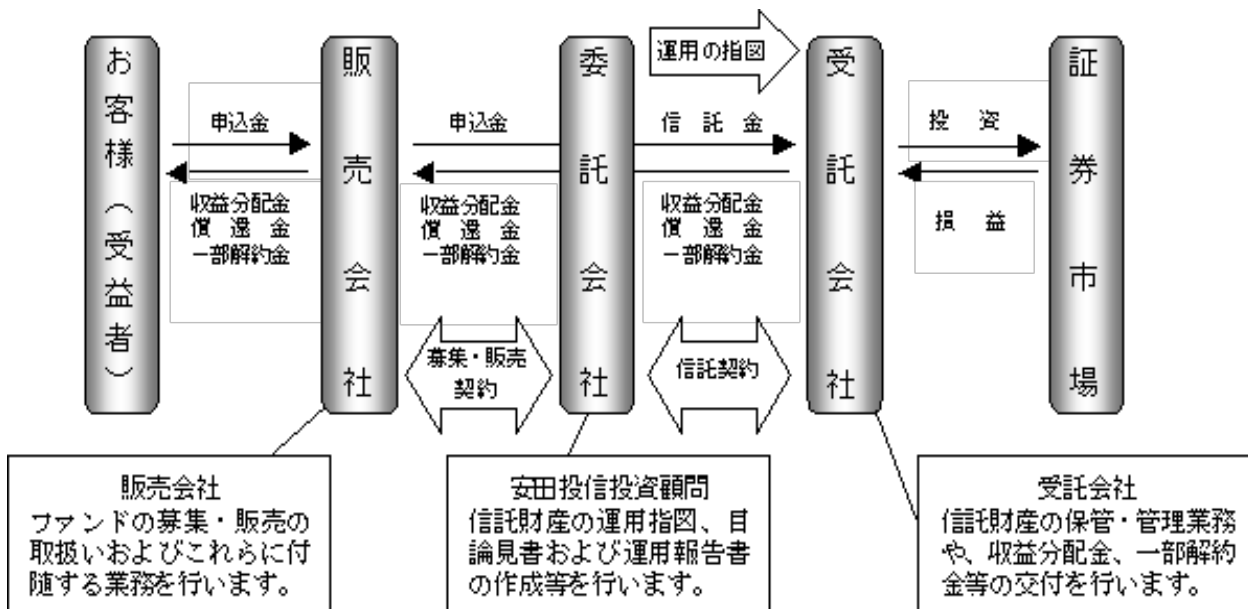
毎月1回（毎月15日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として毎月収益分配を行います。

外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

格付とは、格付機関によって国や企業が発行する債券に付与される等級のことをいいます。債券の信用力や元本や利息の支払い能力等を格付機関が総合的に分析し、ランク付けしたものです。格付については、スタンダード&プアーズやムーディーズ等の格付機関によって付与される格付を用います。

## （２）【ファンドの仕組み】

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要



## 委託会社

## 安田投信投資顧問株式会社

委託会社は、ファンドの設定、信託約款の届出、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。委託会社の概要は次の通りです。

資本金 26億円（平成21年9月末現在）

沿革	平成11年3月1日	安田ペインウェバー投信株式会社設立
	平成11年3月25日	証券投資信託委託業認可取得
	平成11年12月16日	関東財務局へ証券投資顧問業登録
	平成15年6月26日	安田投信投資顧問株式会社へ商号変更
	平成15年7月23日	投資一任契約に係る業務の認可取得
	平成15年8月1日	安田投資顧問株式会社と合併

大株主の状況（平成21年9月末現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	114,000株	98.62%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	1,600株	1.38%

## 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金・一部解約金・償還金の交付等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

委託会社と受託会社との間には、受益者である投資家の利殖に資する目的で信託契約を結んでいます。受託会社の報酬は、信託報酬から支弁されます。

## 販売会社

販売会社については下記へお問い合わせください。

## 安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

販売会社は、当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務等を行います。

委託会社と販売会社との間には、販売契約が結ばれており、その概要は次の通りです。

募集・販売の取扱いおよび追加設定の申込事務、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等、税務の事務、宣伝広告および目論見書・運用報告書等の交付等を行います。

当ファンドの募集・販売の取扱いに関する報酬として、信託報酬から代行手数料が支弁されます。

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 1．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2．運用方法

##### ・投資対象

環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

##### ・投資態度

環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

具体的には、環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を、信用リスクを抑えつつ、ポートフォリオ全体のデュレーション管理により、金利変動リスクに配慮しながら、安定したパフォーマンスを目指して運用を行います。

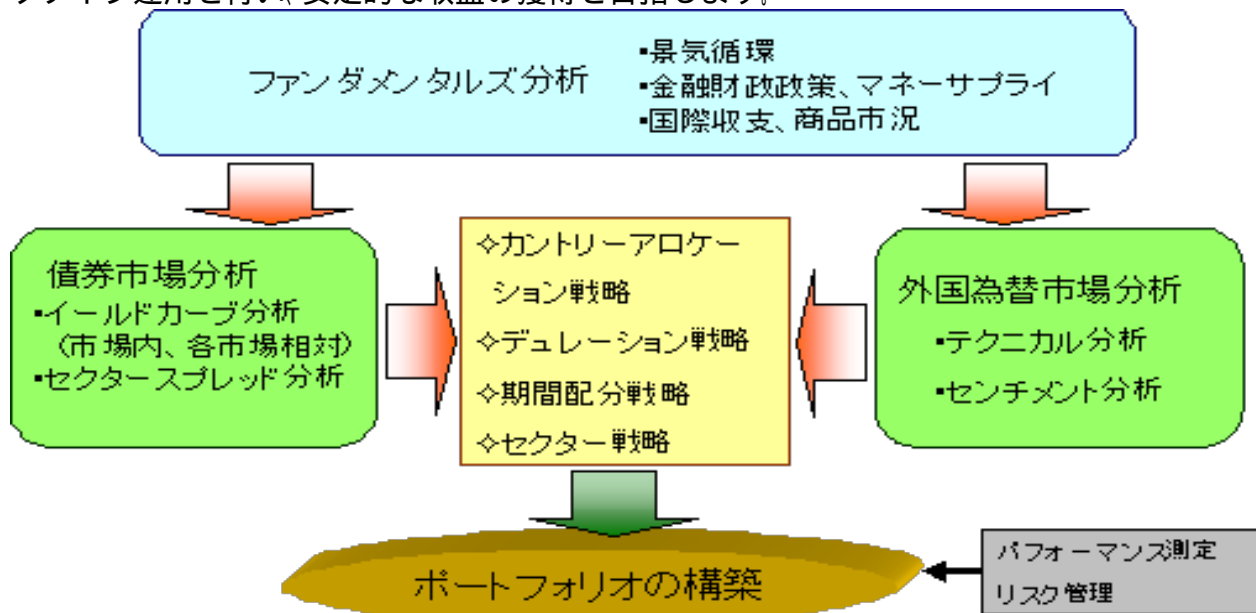
運用にあたっては、金利リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。

外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

資金動向、市況動向、残存期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### 投資プロセス

金利リスク、信用リスク等に配慮しつつイールドカーブ戦略、セクター・個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行い、安定的な収益の獲得を目指します。





## ファンダメンタルズ分析<sup>1</sup>

投資対象国の景気循環の中での位置（後退期、拡大期等）を見極め、これに対応した政策動向等进行分析し、債券・為替両面から各市場の相対的な優位性を判断します。

### 債券市場分析

各国債券市場間のイールドカーブ<sup>2</sup>比較、実質金利比較や、それぞれの債券市場におけるイールドカーブの形状分析、国債とその他の銘柄のスプレッド分析等に基づき、相対的に割安な市場、期間、セクターを判断します。

### 外国為替市場分析

ファンダメンタルズ分析に加え、テクニカルチャートや先物ポジションの分析等により、各国通貨動向を判断します。

### ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、カンントリーアロケーション戦略、デュレーション<sup>3</sup>戦略、期間配分戦略<sup>4</sup>（バーベル戦略<sup>5</sup>、ブレット戦略<sup>6</sup>）、セクター戦略を決定し、運用ガイドラインに沿った銘柄選択を行います。

### パフォーマンス測定

市場インデックスと比較した相対パフォーマンスおよび要因分析、類似ファンドとのパフォーマンス比較に基づき、戦略の見直しを行い、次期の戦略決定の参考とします。

（注）

#### 1 ファンダメンタルズ分析とテクニカル分析

一般的にファンダメンタルズ分析は、証券等の投資価値を求めて発行主体の経営的・財務的特性等の分析を行います。これに対してテクニカル分析は、市場現象に着目した分析を行います。例えば、価格や出来高の推移を図示して、そこから変化傾向を読み取ったり、市場の需給関係等の状況から変動方向を判断します。

#### 2 イールドカーブ

ある一時点において、他の条件が等しく、残存期間のみ異なる債券を対象とし、横軸に残存期間をとり、縦軸に利回りをとったときにできる曲線のことをいいます。一般的に、イールドカーブが右下がりのときは将来金利が低下すると予想され、右上がりのときは将来金利が上昇すると予想されます。

#### 3 デュレーション

債券投資元本の回収までに要する平均残存期間をいいます。

#### 4 期間配分戦略

債券投資における保有債券と今後の金利見通しに伴い、債券投資における残存期間をコントロールする戦略です。

#### 5 バーベル戦略

短期債と長期債を分散して保有し、中期債は保有しないといった運用で、短期債から流動性を確保し、長期債から好利回りを追求します。利回りの変動が大きいと予想した場合の運用手法となります。

#### 6 ブレット戦略

保有債券の残存期間を一つに集中させる運用方法で、通常の場合、バーベル戦略に比べ好利回りとなります。利回りの変動が小さいと予想した場合の運用手法となります。

## （２）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものおよびこれらの条項に規定する類似の取引に限ります。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) コマーシャル・ペーパー
  - 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1) から7) の証券または証書の性質を有するもの
  - 9) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
  - 10) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  - 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 13) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 14) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 15) 外国の者に対する権利で前14) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、8) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものおよび9) の証券または証書を以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに8) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

### 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

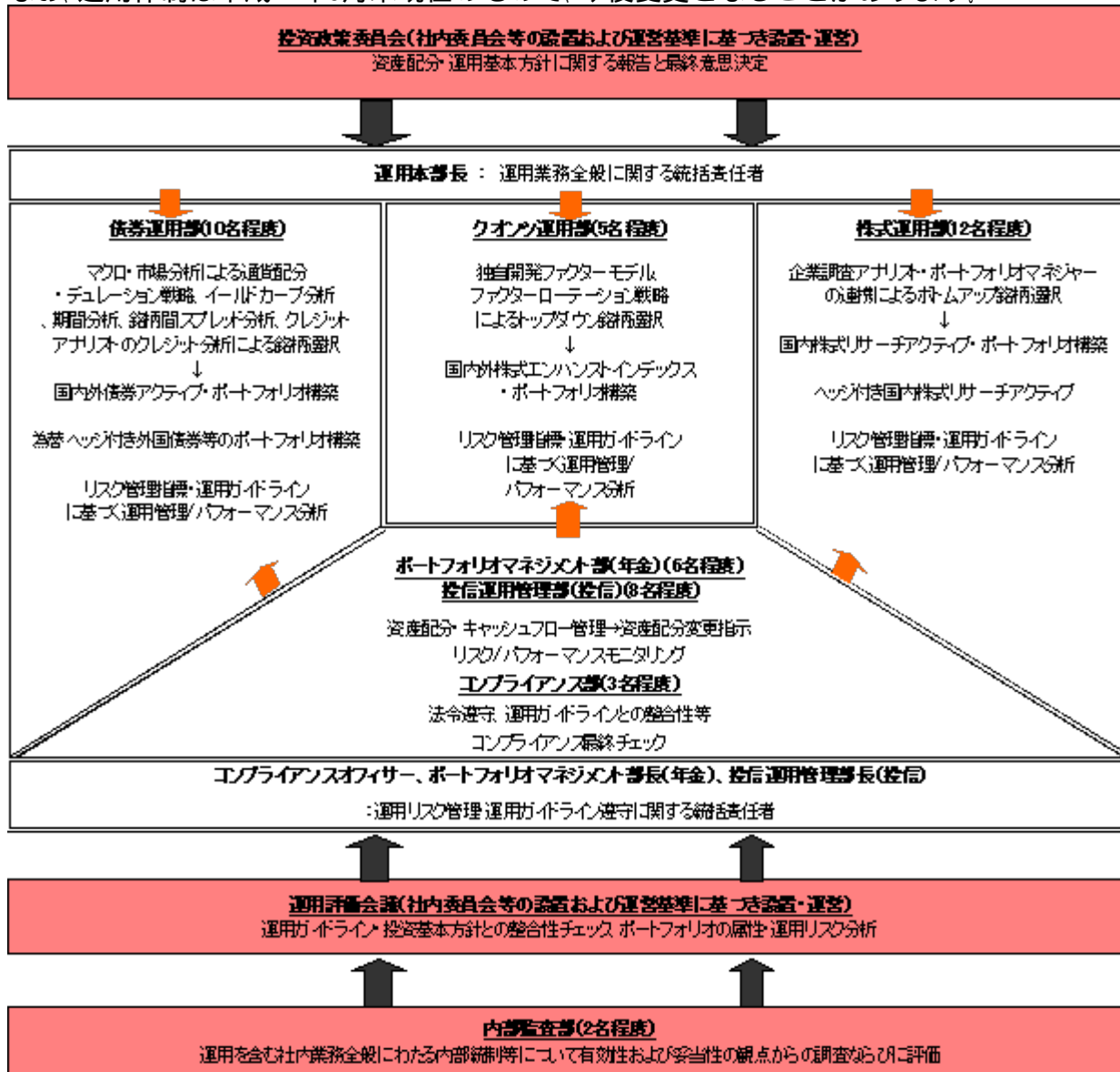
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前5) の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （３）【運用体制】

安田投信投資顧問は、運用全般について、運用本部長（CIO）が責任を負っています。当ファンドの運用は、CIOの傘下にある債券運用部が執行します。また、独立したリスク管理部門により、運用リスク管理等、統合的なリスク管理が実施されています。

なお、運用体制は平成21年9月末現在のもので、今後変更となる可能性があります。



投資政策委員会において運用の基本方針を決定します。

ファンドマネージャーは、運用の基本方針および運用ガイドラインに則り、投資環境予測に基づいて運用を行います。

受託会社に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照会等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### （４）【分配方針】

毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<分配のイメージ図>



上図は分配に関するイメージ図であり、将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## （５）【投資制限】

### 信託約款に基づく投資制限

#### 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### 投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資については制限を設けません。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券の投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前1) の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法律等で規制される取引等

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

<投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを内容とした運用を行うこと。



### 3【投資リスク】

#### （１）ファンドの主なリスク

当ファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドが主たる組入対象とする証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

#### 金利変動リスク

主要投資対象である債券は、一般的に金利が上昇した場合には価格は下落し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### 信用リスク

一般的に債券等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該債券等の価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### 市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により債券市場全体が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

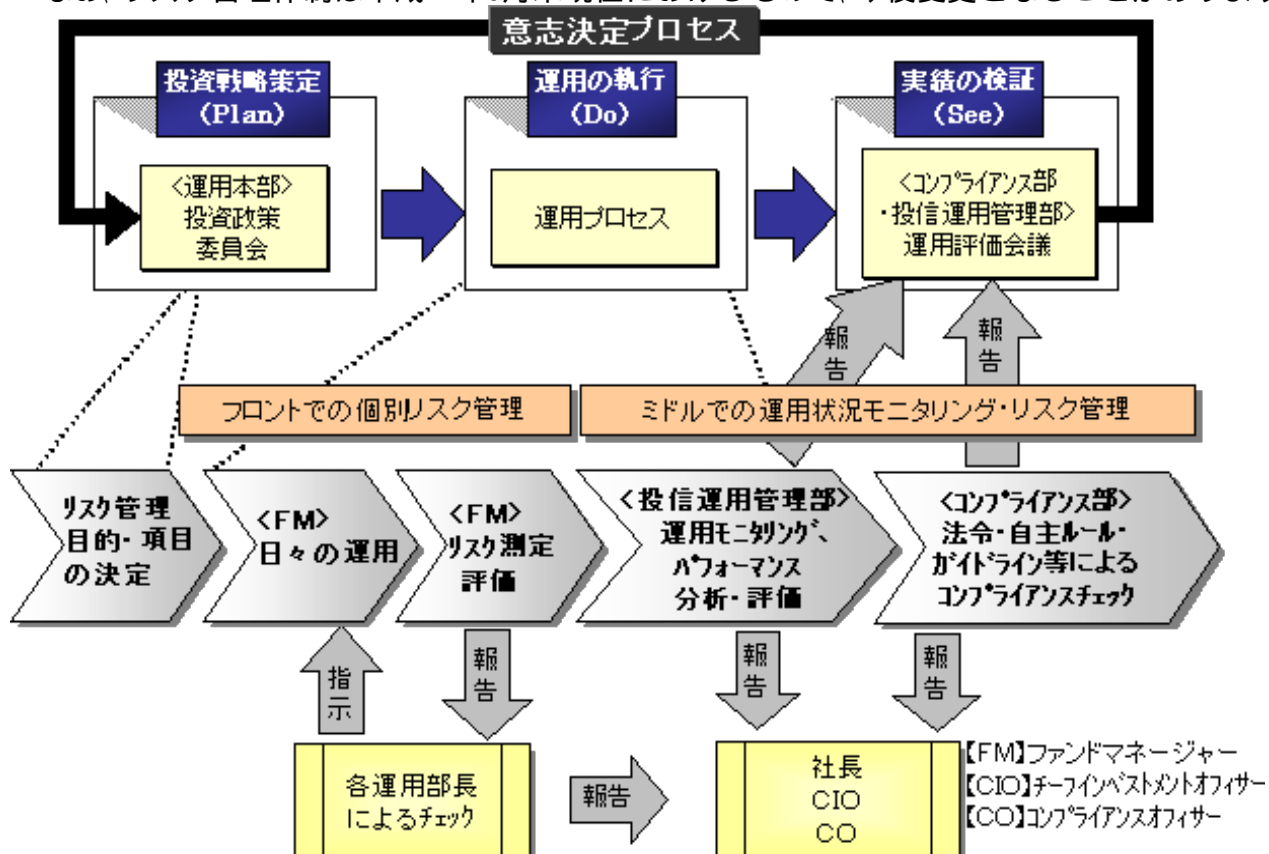
#### 為替変動リスク

外貨建資産を主要投資対象としますので、為替動向によって基準価額は影響を受けます。一般的に、当該外貨に対し円安になれば、当該外貨建資産の価格の上昇要因となりますが、円高になれば、当該外貨建資産の価格の下落要因となります。したがって、為替変動等により外貨建資産の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### （２）リスクに対する管理体制

委託会社は以下のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。フロント部門における日常的なリスク管理の他に、独立したリスク管理部門によるリスク管理が行われ、厳格な相互牽制の下で、運用を行っています。

なお、リスク管理体制は平成21年9月末現在におけるもので、今後変更となる可能性があります。



## 1) フロント部門におけるリスク管理

運用部門の長は、パフォーマンス動向、個別銘柄売買動向、ガイドラインとの整合性等を日々チェックします。

## 2) ミドル部門における運用モニタリング・リスク管理

投信運用管理部は、リスク管理を含めたファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、運用評価会議においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析等、ファンドの運用状況を報告します。また、コンプライアンス部は、法令遵守や運用ガイドラインとの整合性を最終チェックします。

## 3) 運用評価会議

月次で開催され、社長以下の全役員、コンプライアンスオフィサー、内部監査部長、投信運用管理部および運用本部のファンドマネージャー等が参加し、各ファンドの運用状況やガイドラインとの整合性、パフォーマンス動向、ポートフォリオ特性等が報告されます。

具体的なリスク管理は、運用ガイドライン等にしがたい、以下の通り行っております。

## 1) 金利変動リスク

ポートフォリオのデュレーションをチェックし、運用ガイドライン等の範囲を逸脱した場合には、適宜調整します。

## 2) 信用リスク

組入れる債券は、原則として、取得時の格付がA格以上のものとします。債券の格付は随時クレジットアナリストがガイドラインと照合し、リスク管理部門はそれを補完的にチェックしております。格下げ等で基準を逸脱した場合には、相場動向や流動性等を考慮しつつ原則として売却を行います。

## 3) 市場リスク

環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債に分散投資を行い、集中投資による過度の市場リスクを回避します。

## 4) 為替変動リスク

外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いませんので、為替の変動の影響を直接的に受けることとなります。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

## (2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.05%（税抜1.00%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、下記の通りとします。

（年率）

	内訳			
	各販売会社の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
純資産総額 に対して 1.05% (税抜1.00%)	100億円以下の 部分に対して	0.4725% (税抜0.45%)	0.5250% (税抜0.50%)	0.0525% (税抜0.05%)
	100億円超300億円以下の 部分に対して	0.4200% (税抜0.40%)	0.5775% (税抜0.55%)	
	300億円超の 部分に対して	0.3675% (税抜0.35%)	0.6300% (税抜0.60%)	

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

なお、委託会社と販売会社の配分については各販売会社の取扱残高(信託財産の純資産総額ベース)に応じて計算されるものとします。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

## （４）【その他の手数料等】

### 監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査報酬等を、原則として毎年2月および8月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、監査報酬の額は、監査法人との間で見直されることがあります。

### その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用等についても信託財産が負担します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）の手数料・費用等の合計額は、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

### 個人、法人別の課税の取扱いについて

#### 1) 個人の受益者に対する課税

##### < 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

##### < 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込み）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の譲渡損失については、申告分離課税を選択した収益分配金（配当所得）および上場株式等の譲渡益等との損益通算が可能になります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

### 個別元本について

1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控

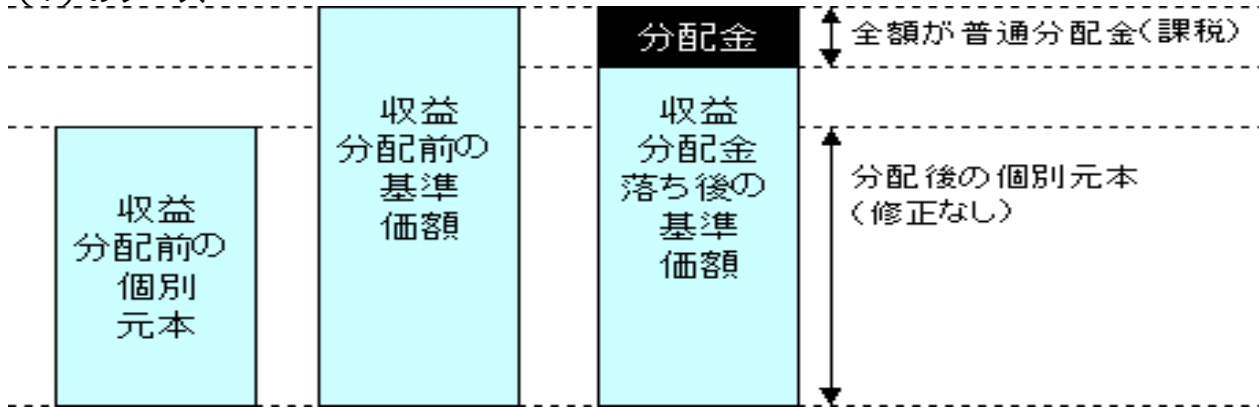
除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

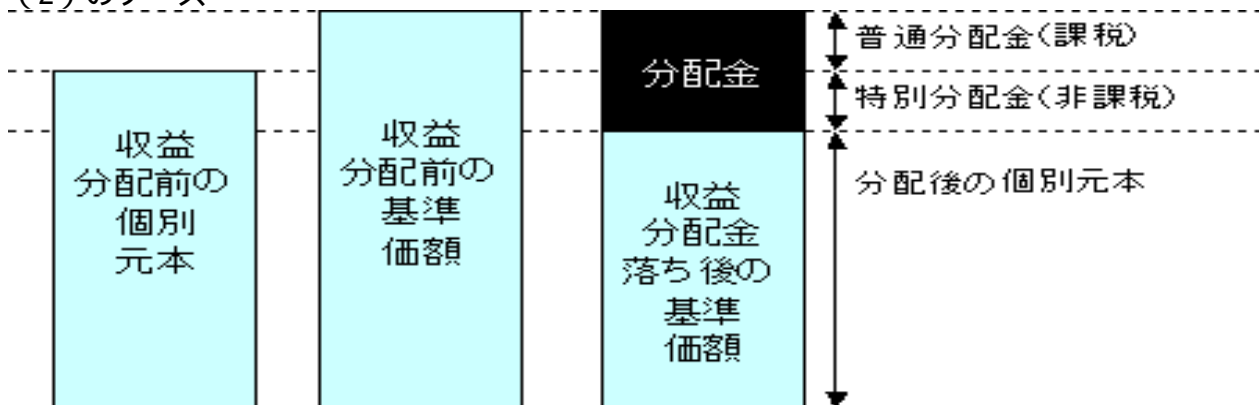
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（1）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（2）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

#### （1）のケース



#### （2）のケース



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

### （１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

パン・パシフィック外国債券オープン

（平成21年9月30日現在）

資産の種類	国/地域	金額（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	9,212,778,001	19.1
	カナダ	6,480,077,509	13.5
	ニュージーランド	2,912,582,541	6.0
地方債証券	カナダ	4,047,710,377	8.4
特殊債券	カナダ	1,761,839,882	3.7
	オーストラリア	10,172,829,366	21.1
	国際機関	12,141,296,212	25.2
小計		46,729,113,888	97.0
現金およびその他の資産（負債控除後）		1,420,935,839	3.0
合計（純資産総額）		48,150,049,727	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

パン・パシフィック外国債券オープン

(平成21年9月30日現在)

順位	銘柄名	国/地域	種類	券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	29,000,000	9,935	2,881,363,781	9,997	2,899,363,495	4.625	2017/2/15	6.0
2	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	21,000,000	13,171	2,766,028,750	13,247	2,781,957,221	9.0	2025/6/1	5.8
3	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	25,000,000	10,238	2,559,708,750	10,290	2,572,746,913	5.125	2016/5/15	5.3
4	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	19,800,000	11,177	2,213,099,377	11,335	2,244,419,161	6.25	2023/8/15	4.7
5	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	11,300,000	13,124	1,483,028,437	13,241	1,496,248,431	8.75	2020/8/15	3.1
6	QUEENSLAND TREASURY CORP	オーストラリア	特殊債券	18,000,000	8,118	1,461,260,606	8,184	1,473,128,294	6.25	2019/6/14	3.1
7	NEW S WALES TREAS CORP	オーストラリア	特殊債券	17,000,000	8,165	1,388,133,381	8,141	1,383,999,036	7.0	2010/12/1	2.9
8	NEW S WALES TREAS CORP	オーストラリア	特殊債券	17,000,000	7,989	1,358,159,376	8,056	1,369,528,826	6.0	2019/4/1	2.8
9	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	14,000,000	7,927	1,109,784,379	7,922	1,109,099,006	6.125	2017/1/23	2.3
10	QUEENSLAND TREASURY CORP	オーストラリア	特殊債券	13,500,000	8,052	1,087,087,327	8,056	1,087,577,668	6.0	2015/10/14	2.3
11	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	13,000,000	8,265	1,074,488,469	8,234	1,070,474,932	7.0	2012/1/24	2.2
12	ASIAN DEVELOPMENT BANK	国際機関	特殊債券	13,000,000	8,107	1,053,938,340	8,090	1,051,792,996	6.25	2011/6/15	2.2
13	TREAS CORP VICTORIA	オーストラリア	特殊債券	13,000,000	7,864	1,022,394,609	7,898	1,026,767,414	5.75	2016/11/15	2.1
14	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	10,000,000	9,983	998,354,070	10,040	1,004,064,363	5.125	2017/5/30	2.1
15	NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	14,500,000	6,855	993,993,452	6,803	986,555,265	6.5	2013/4/15	2.0
16	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	10,000,000	9,230	923,045,338	9,225	922,595,734	5.25	2013/6/1	1.9
17	ONTARIO (PROVINCE OF)	カナダ	地方債証券	10,000,000	9,123	912,387,225	9,126	912,645,331	5.375	2012/12/2	1.9
18	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	10,000,000	8,980	898,034,034	8,998	899,874,080	4.25	2018/6/1	1.9
19	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	10,000,000	8,937	893,796,100	8,930	893,038,434	4.55	2012/12/15	1.9
20	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	10,000,000	8,900	890,074,378	8,911	891,156,758	4.0	2016/6/1	1.9
21	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	10,000,000	8,621	862,140,648	8,688	868,801,448	4.1	2018/12/15	1.8
22	NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	13,000,000	6,661	866,003,878	6,647	864,121,182	6.0	2017/12/15	1.8
23	INTL FINANCE CORP	国際機関	特殊債券	10,000,000	8,422	842,218,944	8,384	838,484,136	7.5	2013/2/28	1.7
24	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	10,000,000	8,102	810,263,832	8,123	812,395,752	6.5	2019/8/7	1.7
25	INTER-AMERICAN DEVEL BK	国際機関	特殊債券	10,000,000	8,091	809,174,184	8,100	810,082,224	6.5	2019/8/20	1.7
26	QUEENSLAND TREASURY CORP	オーストラリア	特殊債券	10,000,000	8,103	810,319,104	8,071	807,160,704	6.0	2013/8/14	1.7
27	QUEENSLAND TREASURY CORP	オーストラリア	特殊債券	9,500,000	8,016	761,529,325	8,045	764,304,769	6.0	2017/9/14	1.6
28	NEW ZEALAND GOVERNMENT	ニュージーランド	国債証券	11,000,000	6,740	741,439,030	6,695	736,465,989	6.0	2015/4/15	1.5
29	CANADIAN GOVERNMENT	カナダ	国債証券	8,000,000	8,868	709,448,468	8,882	710,607,448	4.0	2017/6/1	1.5
30	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	9,000,000	7,876	708,891,825	7,868	708,152,760	6.0	2016/11/9	1.5

	種類	投資比率 (%)
--	----	----------



外国	国債証券	38.6
	地方債証券	8.4
	特殊債券	50.0
合計		97.0

(注1) 邦貨換算金額については、平成21年9月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により換算し、円未満を切捨ててお  
ります。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

パン・パシフィック外国債券オープン

(平成21年9月30日現在)

種類	売建 / 買建	通貨	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
為替予約 取引	売建	カナダドル	4,391,608.22	363,493,412	365,601,384	0.8
	買建	米ドル	4,448,627.72	400,154,063	401,266,220	0.8

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

**(3) 【運用実績】****【純資産の推移】**

運用開始以来の各計算期末および平成20年9月から平成21年9月までの各月末の純資産の推移は以下の通りです。

パン・パシフィック外国債券オープン

		純資産総額（百万円）		1万口当たりの基準価額（円）	
		分配付	分配落	分配付	分配落
第1期特定期間	第1期末 （平成15年11月17日）	8,977	8,948	10,175	10,142
	第2期末 （平成15年12月15日）	9,099	9,070	10,243	10,210
	第3期末 （平成16年1月15日）	9,412	9,380	10,567	10,532
	第4期末 （平成16年2月16日）	9,095	9,064	10,539	10,504
第2期特定期間	第5期末 （平成16年3月15日）	8,993	8,960	10,678	10,638
	第6期末 （平成16年4月15日）	8,401	8,368	10,189	10,149
	第7期末 （平成16年5月17日）	8,658	8,624	10,120	10,080
	第8期末 （平成16年6月15日）	8,397	8,363	9,865	9,825
	第9期末 （平成16年7月15日）	8,741	8,707	10,207	10,167
	第10期末 （平成16年8月16日）	8,915	8,881	10,467	10,427
第3期特定期間	第11期末 （平成16年9月15日）	8,738	8,704	10,399	10,359
	第12期末 （平成16年10月15日）	8,703	8,670	10,748	10,708
	第13期末 （平成16年11月15日）	8,228	8,197	10,755	10,715
	第14期末 （平成16年12月15日）	7,686	7,658	10,633	10,593
	第15期末 （平成17年1月17日）	7,319	7,288	10,385	10,340
	第16期末 （平成17年2月15日）	7,608	7,576	10,776	10,731
第4期特定期間	第17期末 （平成17年3月15日）	7,758	7,726	10,684	10,639
	第18期末 （平成17年4月15日）	8,246	8,212	10,896	10,851
	第19期末 （平成17年5月16日）	8,525	8,489	10,788	10,743
	第20期末 （平成17年6月15日）	9,288	9,250	11,074	11,029
	第21期末 （平成17年7月15日）	9,947	9,908	11,348	11,303
	第22期末 （平成17年8月15日）	10,217	10,172	11,287	11,237
第5期特定期間	第23期末 （平成17年9月15日）	13,614	13,555	11,454	11,404
	第24期末 （平成17年10月17日）	18,058	17,980	11,513	11,463
	第25期末 （平成17年11月15日）	19,973	19,888	11,728	11,678
	第26期末 （平成17年12月15日）	22,123	22,031	11,989	11,939
	第27期末 （平成18年1月16日）	23,151	23,042	11,653	11,598

	第28期末 (平成18年2月15日)	24,686	24,571	11,802	11,747
第6期特定期間	第29期末 (平成18年3月15日)	26,185	26,062	11,688	11,633
	第30期末 (平成18年4月17日)	27,766	27,633	11,498	11,443
	第31期末 (平成18年5月15日)	26,978	26,843	10,962	10,907
	第32期末 (平成18年6月15日)	28,511	28,374	11,370	11,315
	第33期末 (平成18年7月18日)	29,641	29,498	11,426	11,371
	第34期末 (平成18年8月15日)	30,327	30,182	11,486	11,431
第7期特定期間	第35期末 (平成18年9月15日)	31,663	31,515	11,798	11,743
	第36期末 (平成18年10月16日)	32,467	32,316	11,854	11,799
	第37期末 (平成18年11月15日)	32,614	32,462	11,833	11,778
	第38期末 (平成18年12月15日)	32,714	32,549	11,879	11,819
	第39期末 (平成19年1月15日)	32,968	32,802	11,923	11,863
	第40期末 (平成19年2月15日)	32,939	32,773	11,944	11,884
第8期特定期間	第41期末 (平成19年3月15日)	31,892	31,728	11,676	11,616
	第42期末 (平成19年4月16日)	33,015	32,852	12,158	12,098
	第43期末 (平成19年5月15日)	32,510	32,352	12,407	12,347
	第44期末 (平成19年6月15日)	31,846	31,694	12,581	12,521
	第45期末 (平成19年7月17日)	31,673	31,500	12,829	12,759
	第46期末 (平成19年8月15日)	29,431	29,260	12,013	11,943
第9期特定期間	第47期末 (平成19年9月18日)	30,632	30,454	12,002	11,932
	第48期末 (平成19年10月15日)	33,933	33,749	12,862	12,792
	第49期末 (平成19年11月15日)	32,528	32,342	12,245	12,175
	第50期末 (平成19年12月17日)	33,238	33,017	12,014	11,934
	第51期末 (平成20年1月15日)	34,514	34,279	11,782	11,702
	第52期末 (平成20年2月15日)	37,531	37,275	11,740	11,660
第10期特定期間	第53期末 (平成20年3月17日)	37,255	36,983	10,962	10,882
	第54期末 (平成20年4月15日)	40,120	39,832	11,130	11,050
	第55期末 (平成20年5月15日)	43,393	43,092	11,515	11,435
	第56期末 (平成20年6月16日)	45,128	44,814	11,503	11,423
	第57期末 (平成20年7月15日)	48,010	47,681	11,669	11,589

	第58期末 (平成20年8月15日)	48,175	47,834	11,304	11,224
第11期特定期間	第59期末 (平成20年9月16日)	45,732	45,381	10,431	10,351
	第60期末 (平成20年10月15日)	40,882	40,527	9,206	9,126
	第61期末 (平成20年11月17日)	37,452	37,092	8,325	8,245
	第62期末 (平成20年12月15日)	36,720	36,360	8,145	8,065
	第63期末 (平成21年1月15日)	36,510	36,148	8,070	7,990
	第64期末 (平成21年2月16日)	35,974	35,616	8,042	7,962
第12期特定期間	第65期末 (平成21年3月16日)	37,925	37,567	8,488	8,408
	第66期末 (平成21年4月15日)	40,276	39,916	8,943	8,863
	第67期末 (平成21年5月15日)	40,785	40,418	8,890	8,810
	第68期末 (平成21年6月15日)	43,923	43,541	9,212	9,132
	第69期末 (平成21年7月15日)	43,965	43,564	8,779	8,699
	第70期末 (平成21年8月17日)	46,849	46,433	9,012	8,932
	平成20年 9月末	46,065	-	10,370	-
	10月末	38,043	-	8,568	-
	11月末	37,777	-	8,409	-
	12月末	38,006	-	8,413	-
	平成21年 1月末	35,316	-	7,837	-
	2月末	37,286	-	8,354	-
	3月末	38,684	-	8,625	-
	4月末	40,083	-	8,804	-
	5月末	41,974	-	9,014	-
	6月末	43,881	-	8,970	-
	7月末	46,274	-	9,058	-
	8月末	46,836	-	8,916	-
	9月末	48,150	-	8,895	-

## 【分配の推移】

## パン・パシフィック外国債券オープン

計算期		1万口当たりの収益分配金（円）
第1期特定期間	第1期末（平成15年11月17日）	33
	第2期末（平成15年12月15日）	33
	第3期末（平成16年1月15日）	35
	第4期末（平成16年2月16日）	35
第2期特定期間	第5期末（平成16年3月15日）	40
	第6期末（平成16年4月15日）	40
	第7期末（平成16年5月17日）	40
	第8期末（平成16年6月15日）	40
	第9期末（平成16年7月15日）	40
	第10期末（平成16年8月16日）	40
第3期特定期間	第11期末（平成16年9月15日）	40
	第12期末（平成16年10月15日）	40
	第13期末（平成16年11月15日）	40
	第14期末（平成16年12月15日）	40
	第15期末（平成17年1月17日）	45
	第16期末（平成17年2月15日）	45
第4期特定期間	第17期末（平成17年3月15日）	45
	第18期末（平成17年4月15日）	45
	第19期末（平成17年5月16日）	45
	第20期末（平成17年6月15日）	45
	第21期末（平成17年7月15日）	45
	第22期末（平成17年8月15日）	50
第5期特定期間	第23期末（平成17年9月15日）	50
	第24期末（平成17年10月17日）	50
	第25期末（平成17年11月15日）	50
	第26期末（平成17年12月15日）	50
	第27期末（平成18年1月16日）	55
	第28期末（平成18年2月15日）	55
第6期特定期間	第29期末（平成18年3月15日）	55
	第30期末（平成18年4月17日）	55
	第31期末（平成18年5月15日）	55
	第32期末（平成18年6月15日）	55
	第33期末（平成18年7月18日）	55
	第34期末（平成18年8月15日）	55
第7期特定期間	第35期末（平成18年9月15日）	55
	第36期末（平成18年10月16日）	55
	第37期末（平成18年11月15日）	55
	第38期末（平成18年12月15日）	60
	第39期末（平成19年1月15日）	60
	第40期末（平成19年2月15日）	60
第8期特定期間	第41期末（平成19年3月15日）	60
	第42期末（平成19年4月16日）	60
	第43期末（平成19年5月15日）	60
	第44期末（平成19年6月15日）	60
	第45期末（平成19年7月17日）	70
	第46期末（平成19年8月15日）	70
第9期特定期間	第47期末（平成19年9月18日）	70
	第48期末（平成19年10月15日）	70

	第49期末(平成19年11月15日)	70
	第50期末(平成19年12月17日)	80
	第51期末(平成20年1月15日)	80
	第52期末(平成20年2月15日)	80
第10期特定期間	第53期末(平成20年3月17日)	80
	第54期末(平成20年4月15日)	80
	第55期末(平成20年5月15日)	80
	第56期末(平成20年6月16日)	80
	第57期末(平成20年7月15日)	80
	第58期末(平成20年8月15日)	80
第11期特定期間	第59期末(平成20年9月16日)	80
	第60期末(平成20年10月15日)	80
	第61期末(平成20年11月17日)	80
	第62期末(平成20年12月15日)	80
	第63期末(平成21年1月15日)	80
	第64期末(平成21年2月16日)	80
第12期特定期間	第65期末(平成21年3月16日)	80
	第66期末(平成21年4月15日)	80
	第67期末(平成21年5月15日)	80
	第68期末(平成21年6月15日)	80
	第69期末(平成21年7月15日)	80
	第70期末(平成21年8月17日)	80

## 【収益率の推移】

## パン・パシフィック外国債券オープン

	計算期	収益率（％）
第1期特定期間	第1期末（平成15年11月17日）	1.8
	第2期末（平成15年12月15日）	1.0
	第3期末（平成16年1月15日）	3.5
	第4期末（平成16年2月16日）	0.1
第2期特定期間	第5期末（平成16年3月15日）	1.7
	第6期末（平成16年4月15日）	4.2
	第7期末（平成16年5月17日）	0.3
	第8期末（平成16年6月15日）	2.1
	第9期末（平成16年7月15日）	3.9
	第10期末（平成16年8月16日）	3.0
第3期特定期間	第11期末（平成16年9月15日）	0.3
	第12期末（平成16年10月15日）	3.8
	第13期末（平成16年11月15日）	0.4
	第14期末（平成16年12月15日）	0.8
	第15期末（平成17年1月17日）	2.0
	第16期末（平成17年2月15日）	4.2
第4期特定期間	第17期末（平成17年3月15日）	0.4
	第18期末（平成17年4月15日）	2.4
	第19期末（平成17年5月16日）	0.6
	第20期末（平成17年6月15日）	3.1
	第21期末（平成17年7月15日）	2.9
	第22期末（平成17年8月15日）	0.1
第5期特定期間	第23期末（平成17年9月15日）	1.9
	第24期末（平成17年10月17日）	1.0
	第25期末（平成17年11月15日）	2.3
	第26期末（平成17年12月15日）	2.7
	第27期末（平成18年1月16日）	2.4
	第28期末（平成18年2月15日）	1.8
第6期特定期間	第29期末（平成18年3月15日）	0.5
	第30期末（平成18年4月17日）	1.2
	第31期末（平成18年5月15日）	4.2
	第32期末（平成18年6月15日）	4.2
	第33期末（平成18年7月18日）	1.0
	第34期末（平成18年8月15日）	1.0
第7期特定期間	第35期末（平成18年9月15日）	3.2
	第36期末（平成18年10月16日）	0.9
	第37期末（平成18年11月15日）	0.3
	第38期末（平成18年12月15日）	0.9
	第39期末（平成19年1月15日）	0.9
	第40期末（平成19年2月15日）	0.7
第8期特定期間	第41期末（平成19年3月15日）	1.8
	第42期末（平成19年4月16日）	4.7
	第43期末（平成19年5月15日）	2.6
	第44期末（平成19年6月15日）	1.9
	第45期末（平成19年7月17日）	2.5
	第46期末（平成19年8月15日）	5.8
第9期特定期間	第47期末（平成19年9月18日）	0.5
	第48期末（平成19年10月15日）	7.8

	第49期末(平成19年11月15日)	4.3
	第50期末(平成19年12月17日)	1.3
	第51期末(平成20年1月15日)	1.3
	第52期末(平成20年2月15日)	0.3
第10期特定期間	第53期末(平成20年3月17日)	6.0
	第54期末(平成20年4月15日)	2.3
	第55期末(平成20年5月15日)	4.2
	第56期末(平成20年6月16日)	0.6
	第57期末(平成20年7月15日)	2.2
	第58期末(平成20年8月15日)	2.5
第11期特定期間	第59期末(平成20年9月16日)	7.1
	第60期末(平成20年10月15日)	11.1
	第61期末(平成20年11月17日)	8.8
	第62期末(平成20年12月15日)	1.2
	第63期末(平成21年1月15日)	0.1
	第64期末(平成21年2月16日)	0.7
第12期特定期間	第65期末(平成21年3月16日)	6.6
	第66期末(平成21年4月15日)	6.4
	第67期末(平成21年5月15日)	0.3
	第68期末(平成21年6月15日)	4.6
	第69期末(平成21年7月15日)	3.9
	第70期末(平成21年8月17日)	3.6



## 6【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

申込単位	委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。
申込価額	取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
申込受付	取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時（証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。 ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。（この場合、収益分配金の再投資にかかる追加申込に限ってこれを受付けるものとします。） 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合は、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。
申込手数料	販売会社が定める手数料および消費税等に相当する金額がかかります。
その他	収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額です。この場合、手数料はかかりません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### <お問い合わせ先>

安田投信投資顧問  
 ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>  
 フリーダイヤル 0120-401-984  
 受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

### (2) 換金（解約）手続等

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設けることがあります。

換金単位	委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金受付	換金申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時（証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。 ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、換金の受付を行いません。 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合は、換金請求の受付を中止することがあります。
信託財産留保額	ありません。
その他	換金代金の支払いは、原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目以降、取扱会社の営業所等で行います。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、換金のお申し込みの際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産管理等の概要

#### 資産の評価

##### 基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して求めます。

##### 組入資産の評価

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、時価（価格情報会社の提供する時価等）により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
為替予約	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

#### 安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

#### 保管

該当事項はありません。

#### 信託期間

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

#### 計算期間

ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から、翌月の15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

## その他

### 1) 信託の終了

#### 1. 信託契約の解約

委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 2. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 2) 信託約款の変更

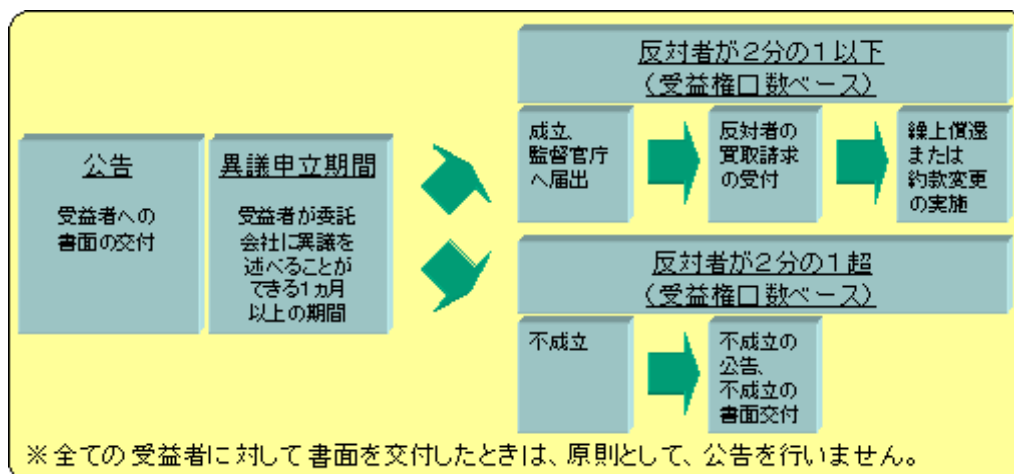
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.の第2

および第3段落記載の手続きに従います。



### 3) 関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

### 4) 運用に係る報告

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

### 5) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 6) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

### 7) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## （2）受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

#### 換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

#### 反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、当ファンドの第11期特定期間並びに第12期特定期間の財務諸表から抜粋して記載したものです。

当該財務諸表は、第11期特定期間及び第12期特定期間については新日本有限責任監査法人により監査証明を受けており、その証明にかかる監査報告書は有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の財務諸表に添付されています。

### パン・パシフィック外国債券オープン

#### 1【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期特定期間末 （平成21年2月16日現在）	第12期特定期間末 （平成21年8月17日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	-	23,463,000
コール・ローン	664,717,278	1,507,246,057
国債証券	14,115,268,858	18,087,334,149
地方債証券	3,498,031,046	4,380,474,641
特殊債券	17,273,220,132	22,676,400,979
未収利息	504,322,760	593,833,769
前払費用	33,115,030	88,096,538
その他未収収益	17,340,327	6,660,135
流動資産合計	36,106,015,431	47,363,509,268
資産合計	36,106,015,431	47,363,509,268
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	8,002,638
未払金	-	388,218,798
未払収益分配金	357,854,694	415,873,204
未払解約金	97,731,873	72,819,003
未払受託者報酬	1,645,905	2,182,628
未払委託者報酬	31,272,190	41,469,928
その他未払費用	1,072,406	1,083,601
流動負債合計	489,577,068	929,649,800
負債合計	489,577,068	929,649,800
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	44,731,836,788	51,984,150,570
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,115,398,425	5,550,291,102
（分配準備積立金）	769,636,956	-
元本等合計	35,616,438,363	46,433,859,468
純資産合計	35,616,438,363	46,433,859,468
負債純資産合計	36,106,015,431	47,363,509,268

## 2【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間 （自平成20年8月16日 至平成21年2月16日）	第12期特定期間 （自平成21年2月17日 至平成21年8月17日）
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,025,874,627	1,092,884,680
有価証券売買等損益	1,977,963,475	1,419,797,713
為替差損益	15,157,093,264	7,157,415,270
その他収益	10,458,012	9,581,483
営業収益合計	12,142,797,150	6,840,083,720
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	10,724,656	10,836,624
委託者報酬	203,768,390	205,895,760
その他費用	3,468,493	3,231,362
営業費用合計	217,961,539	219,963,746
営業利益又は営業損失（ ）	12,360,758,689	6,620,119,974
経常利益又は経常損失（ ）	12,360,758,689	6,620,119,974
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,360,758,689	6,620,119,974
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	54,230,374	47,730,509
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,215,832,551	9,115,398,425
剰余金増加額又は欠損金減少額	436,707,108	480,905,302
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	436,707,108	480,905,302
剰余金減少額又は欠損金増加額	315,059,264	1,205,461,901
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	315,059,264	1,205,461,901
分配金	2,146,350,505	2,282,725,543
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,115,398,425	5,550,291,102

## 3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第11期特定期間 (自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日)	第12期特定期間 (自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日)
1. 運用資産の評価基準及び 評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価に あたっては、価格情報会社の提供 する価額等で評価しております。  (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において 予約為替の受渡日の対顧客先物売 買相場の仲値で評価してしま す。	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券 同左  (2) 為替予約取引 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円 換算は、原則として、わが国における計算 日の対顧客電信売買相場の仲値によって 計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資 信託財産計算規則」第60条及び第61条に 基づいております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替予約による 為替差損益の計上基準 同左
4. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日 のため、平成20年 8月16日から平成21年 2月16日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、前期末及び当 期末が休日のため、平成21年 2月17日か ら平成21年 8月17日までとなっております。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料  
該当事項はありません。

（２）受益者等に対する特典  
該当事項はありません。

（３）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
該当事項はありません。

（４）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項  
該当事項はありません。

#### （５）振替受益権

##### 受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

##### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

##### 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



#### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

「ファンドの詳細情報」は「投資信託説明書（請求目論見書）」に記載しております。「ファンドの詳細情報」に記載される項目は以下の通りです。

なお、「投資信託説明書（請求目論見書）」は、販売会社にご請求いただければ、販売会社を通じて交付いたします。

##### 第1 ファンドの沿革

##### 第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

##### 第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（2）保管

（3）信託期間

（4）計算期間

（5）その他

2 受益者の権利等

##### 第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表

（2）損益及び剰余金計算書

（3）注記表

（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

##### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成15年8月29日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託の振替制度に移行するための変更

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### （1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時（証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前11時）までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

##### （2）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

##### （3）申込価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

##### （4）申込手数料

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

## 2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

### （1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

### （2）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時（証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、解約の受付を行いません。

### （3）解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

### （4）解約価額

一部解約の価額は一部解約の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

### （5）信託財産留保額

ありません。

### （6）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

### （7）解約に関する留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して求めます。

###### 組入資産の評価

資産の種類	評価方法
公社債等	原則として、時価（価格情報会社の提供する時価等）により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
為替予約	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

##### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から、翌月の15日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

##### (5)【その他】

###### 信託の終了

###### 1) 信託契約の解約

委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

###### 2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

###### 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

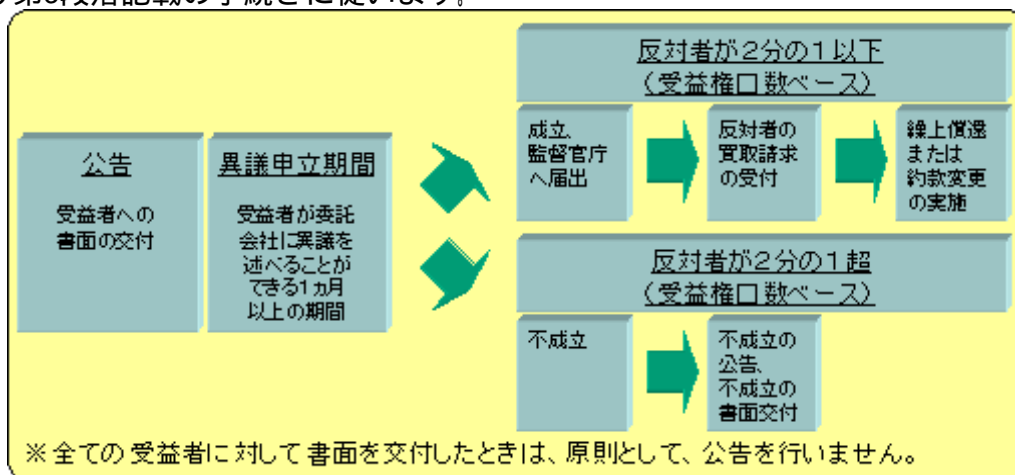
#### 信託約款の変更

#### 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)の第2および第3段落記載の手續きに従います。



#### 関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 運用に係る報告

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に

基づいて所定の事務を行います。

信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### （１）収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### （２）換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

### （３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

### （４）反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第11期特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）及び第12期特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第11期特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第12期特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）及び第12期特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

パン・パシフィック外国債券オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期特定期間末 (平成21年2月16日現在)	第12期特定期間末 (平成21年8月17日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	-	23,463,000
コール・ローン	664,717,278	1,507,246,057
国債証券	14,115,268,858	18,087,334,149
地方債証券	3,498,031,046	4,380,474,641
特殊債券	17,273,220,132	22,676,400,979
未収利息	504,322,760	593,833,769
前払費用	33,115,030	88,096,538
その他未収収益	17,340,327	6,660,135
流動資産合計	36,106,015,431	47,363,509,268
資産合計	36,106,015,431	47,363,509,268
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	8,002,638
未払金	-	388,218,798
未払収益分配金	357,854,694	415,873,204
未払解約金	97,731,873	72,819,003
未払受託者報酬	1,645,905	2,182,628
未払委託者報酬	31,272,190	41,469,928
その他未払費用	1,072,406	1,083,601
流動負債合計	489,577,068	929,649,800
負債合計	489,577,068	929,649,800
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	44,731,836,788	51,984,150,570
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	9,115,398,425	5,550,291,102
(分配準備積立金)	769,636,956	-
元本等合計	35,616,438,363	46,433,859,468
純資産合計	35,616,438,363	46,433,859,468
負債純資産合計	36,106,015,431	47,363,509,268

## （ 2 ） 【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期特定期間 （自平成20年8月16日 至平成21年2月16日）	第12期特定期間 （自平成21年2月17日 至平成21年8月17日）
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,025,874,627	1,092,884,680
有価証券売買等損益	1,977,963,475	1,419,797,713
為替差損益	15,157,093,264	7,157,415,270
その他収益	10,458,012	9,581,483
営業収益合計	12,142,797,150	6,840,083,720
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	10,724,656	10,836,624
委託者報酬	203,768,390	205,895,760
その他費用	3,468,493	3,231,362
営業費用合計	217,961,539	219,963,746
営業利益又は営業損失（ ）	12,360,758,689	6,620,119,974
経常利益又は経常損失（ ）	12,360,758,689	6,620,119,974
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,360,758,689	6,620,119,974
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	54,230,374	47,730,509
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,215,832,551	9,115,398,425
剰余金増加額又は欠損金減少額	436,707,108	480,905,302
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	436,707,108	480,905,302
剰余金減少額又は欠損金増加額	315,059,264	1,205,461,901
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	315,059,264	1,205,461,901
分配金	2,146,350,505	2,282,725,543
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,115,398,425	5,550,291,102

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第11期特定期間 (自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日)	第12期特定期間 (自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日)
1. 運用資産の評価基準及び 評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価に あたっては、価格情報会社の提供 する価額等で評価しております。  (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において 予約為替の受渡日の対顧客先物売 買相場の仲値で評価してしま す。	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券 同左  (2) 為替予約取引 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円 換算は、原則として、わが国における計算 日の対顧客電信売買相場の仲値によって 計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資 信託財産計算規則」第60条及び第61条に 基づいております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替予約による 為替差損益の計上基準 同左
4. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日 のため、平成20年 8月16日から平成21年 2月16日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、前期末及び当 期末が休日のため、平成21年 2月17日か ら平成21年 8月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第11期特定期間末 (平成21年 2月16日現在)	第12期特定期間末 (平成21年 8月17日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 44,731,836,788口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 51,984,150,570口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規 定する額 元本の欠損 9,115,398,425円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規 定する額 元本の欠損 5,550,291,102円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7962円 (10,000口当たり純資産額) (7,962円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8932円 (10,000口当たり純資産額) (8,932円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期特定期間 （自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日）			第12期特定期間 （自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日）																																																														
分配金の計算過程 第59期（平成20年 8月16日から平成20年 9月16日まで） 計算期間末における分配対象額11,811,039,104円 （10,000口当たり2,693円99銭）のうち、350,734,740円 （10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。			分配金の計算過程 第65期（平成21年 2月17日から平成21年 3月16日まで） 計算期間末における分配対象額10,699,986,691円 （10,000口当たり2,394円82銭）のうち、357,436,081円 （10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>171,004,973円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>9,434,315,470円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,205,718,661円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>11,811,039,104円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>43,841,842,613口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>2,693円 99銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>80円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>350,734,740円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	171,004,973円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	9,434,315,470円	分配準備積立金額	D	2,205,718,661円	分配対象額（A + B + C + D）	E	11,811,039,104円	期末受益権口数	F	43,841,842,613口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,693円 99銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	350,734,740円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>147,119,763円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>9,796,820,651円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>756,046,277円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>10,699,986,691円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>44,679,510,229口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>2,394円 82銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>80円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>357,436,081円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	147,119,763円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	9,796,820,651円	分配準備積立金額	D	756,046,277円	分配対象額（A + B + C + D）	E	10,699,986,691円	期末受益権口数	F	44,679,510,229口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,394円 82銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	357,436,081円
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	171,004,973円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	9,434,315,470円																																																															
分配準備積立金額	D	2,205,718,661円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	11,811,039,104円																																																															
期末受益権口数	F	43,841,842,613口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,693円 99銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	350,734,740円																																																															
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	147,119,763円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	9,796,820,651円																																																															
分配準備積立金額	D	756,046,277円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	10,699,986,691円																																																															
期末受益権口数	F	44,679,510,229口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,394円 82銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	357,436,081円																																																															
第60期（平成20年 9月17日から平成20年10月15日まで） 計算期間末における分配対象額11,749,515,710円 （10,000口当たり2,645円79銭）のうち、355,265,836円 （10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。			第66期（平成21年 3月17日から平成21年 4月15日まで） 計算期間末における分配対象額10,595,254,228円 （10,000口当たり2,352円54銭）のうち、360,296,552円 （10,000口当たり80円00銭）を分配金額としております。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>139,010,072円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>9,618,258,093円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,992,247,545円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>11,749,515,710円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>44,408,229,517口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>2,645円 79銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>80円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>355,265,836円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	139,010,072円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	9,618,258,093円	分配準備積立金額	D	1,992,247,545円	分配対象額（A + B + C + D）	E	11,749,515,710円	期末受益権口数	F	44,408,229,517口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,645円 79銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	355,265,836円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額（費用控除後）</td> <td>A</td> <td>168,325,449円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>9,887,163,857円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>539,764,922円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額（A + B + C + D）</td> <td>E</td> <td>10,595,254,228円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>45,037,069,061口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）</td> <td>G</td> <td>2,352円 54銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>80円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額（F × H ÷ 10,000）</td> <td>I</td> <td>360,296,552円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額（費用控除後）	A	168,325,449円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	収益調整金額	C	9,887,163,857円	分配準備積立金額	D	539,764,922円	分配対象額（A + B + C + D）	E	10,595,254,228円	期末受益権口数	F	45,037,069,061口	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,352円 54銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	360,296,552円
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	139,010,072円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	9,618,258,093円																																																															
分配準備積立金額	D	1,992,247,545円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	11,749,515,710円																																																															
期末受益権口数	F	44,408,229,517口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,645円 79銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	355,265,836円																																																															
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額（費用控除後）	A	168,325,449円																																																															
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円																																																															
収益調整金額	C	9,887,163,857円																																																															
分配準備積立金額	D	539,764,922円																																																															
分配対象額（A + B + C + D）	E	10,595,254,228円																																																															
期末受益権口数	F	45,037,069,061口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,352円 54銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭																																																															
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	360,296,552円																																																															

第61期（平成20年10月16日から平成20年11月17日まで）  
 計算期間末における分配対象額11,687,109,871円  
 (10,000口当たり2,597円85銭)のうち、359,898,674円  
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	142,121,126円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	9,788,728,279円
分配準備積立金額	D	1,756,260,466円
分配対象額（A + B + C + D）	E	11,687,109,871円
期末受益権口数	F	44,987,334,286口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,597円 85銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	359,898,674円

第62期（平成20年11月18日から平成20年12月15日まで）  
 計算期間末における分配対象額11,466,115,751円  
 (10,000口当たり2,543円34銭)のうち、360,660,691円  
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	114,019,916円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	9,833,173,674円
分配準備積立金額	D	1,518,922,161円
分配対象額（A + B + C + D）	E	11,466,115,751円
期末受益権口数	F	45,082,586,400口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,543円 34銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	360,660,691円

第67期（平成21年4月16日から平成21年5月15日まで）  
 計算期間末における分配対象額10,566,717,872円  
 (10,000口当たり2,303円17銭)のうち、367,032,232円  
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	138,458,405円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	10,083,477,693円
分配準備積立金額	D	344,781,774円
分配対象額（A + B + C + D）	E	10,566,717,872円
期末受益権口数	F	45,879,029,009口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,303円 17銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	367,032,232円

第68期（平成21年5月16日から平成21年6月15日まで）  
 計算期間末における分配対象額10,797,727,753円  
 (10,000口当たり2,264円57銭)のうち、381,449,608円  
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	192,419,858円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	10,490,494,510円
分配準備積立金額	D	114,813,385円
分配対象額（A + B + C + D）	E	10,797,727,753円
期末受益権口数	F	47,681,201,028口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,264円 57銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	381,449,608円

第63期（平成20年12月16日から平成21年1月15日まで）  
 計算期間末における分配対象額11,265,961,478円  
 (10,000口当たり2,490円14銭)のうち、361,935,870円  
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	120,259,556円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	9,888,345,103円
分配準備積立金額	D	1,257,356,819円
分配対象額（A + B + C + D）	E	11,265,961,478円
期末受益権口数	F	45,241,983,870口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,490円 14銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	361,935,870円

第64期（平成21年1月16日から平成21年2月16日まで）  
 計算期間末における分配対象額10,921,888,861円  
 (10,000口当たり2,441円64銭)のうち、357,854,694円  
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	139,676,455円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	9,794,397,211円
分配準備積立金額	D	987,815,195円
分配対象額（A + B + C + D）	E	10,921,888,861円
期末受益権口数	F	44,731,836,788口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,441円 64銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	357,854,694円

第69期（平成21年6月16日から平成21年7月15日まで）  
 計算期間末における分配対象額11,092,362,139円  
 (10,000口当たり2,214円93銭)のうち、400,637,866円  
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	147,847,365円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	10,944,514,774円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A + B + C + D）	E	11,092,362,139円
期末受益権口数	F	50,079,733,360口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,214円 93銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	400,637,866円

第70期（平成21年7月16日から平成21年8月17日まで）  
 計算期間末における分配対象額11,318,644,621円  
 (10,000口当たり2,177円32銭)のうち、415,873,204円  
 (10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	215,198,112円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	11,103,446,509円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A + B + C + D）	E	11,318,644,621円
期末受益権口数	F	51,984,150,570口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	2,177円 32銭
10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	415,873,204円

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期特定期間（自平成20年8月16日至平成21年2月16日）

該当事項はございません。

第12期特定期間（自平成21年2月17日至平成21年8月17日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第11期特定期間 （自平成20年8月16日 至平成21年2月16日）	第12期特定期間 （自平成21年2月17日 至平成21年8月17日）
期首元本額	42,618,399,078円	44,731,836,788円
期中追加設定元本額	6,005,733,790円	10,662,332,378円
期中一部解約元本額	3,892,296,080円	3,410,018,596円

## 2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第11期特定期間 (自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日)		第12期特定期間 (自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日)	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	14,115,268,858	404,254,269	18,087,334,149	86,610,466
地方債証券	3,498,031,046	67,759,255	4,380,474,641	33,023,047
特殊債券	17,273,220,132	88,305,784	22,676,400,979	226,408,091
合計	34,886,520,036	560,319,308	45,144,209,769	279,995,510

## 3. デリバティブ取引関係

## 1. 取引の状況に関する事項

第11期特定期間 (自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日)	第12期特定期間 (自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日)
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 当投資信託のデリバティブ取引は、信託約款およびデリバティブ取引に関する社内基準に基づいて行っております。</p> <p>3. 取引の利用目的 当投資信託は、投資活動上生じる市場リスクの低減及び運用効率の向上を目的としてデリバティブ取引を行っております。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は市場リスクを有しておりますが、当該取引の市場リスクはヘッジ対象資産の為替変動リスクと減殺されており、評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。 また、取引の契約先は国際的に優良な金融機関に分散しており、信用リスクは低いものと考えられます。</p> <p>5. 取引に係るリスクの管理体制 為替予約取引のリスクについては、委託会社の運用事務管理部が取引結果やポジションを記録し、投信運用管理部がそのモニタリングやファンドの投資方針、投資制限の枠などに照らして管理しております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項に記載の契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスクの管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>



## 2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

第11期特定期間（自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日）

該当事項はございません。

第12期特定期間（自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日）

（平成21年 8月17日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	396,122,160	-	388,119,522	8,002,638
	オーストラリアドル	396,122,160	-	388,119,522	8,002,638
合計		-	-	-	8,002,638

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
  - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
  - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

## （４）【附属明細表】

## 第１ 有価証券明細表

## （１）株式（平成21年８月17日現在）

該当事項はございません。

## （２）株式以外の有価証券

（平成21年８月17日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B	12,000,000	13,483,125.00	
	US TREASURY N/B	2,000,000	2,247,187.50	
	US TREASURY N/B	2,000,000	2,247,187.50	
	US TREASURY N/B	5,000,000	5,617,968.75	
	US TREASURY N/B	1,500,000	1,685,390.62	
	US TREASURY N/B	1,500,000	1,685,390.62	
	US TREASURY N/B	23,000,000	25,037,656.25	
	US TREASURY N/B	11,300,000	16,127,218.75	
	US TREASURY N/B	19,000,000	23,117,656.25	
小計		77,300,000	91,248,781.24	
			(8,632,134,705)	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	10,000,000	11,064,300.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,000,000	5,448,600.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	10,000,000	10,620,900.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	8,000,000	8,455,600.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	10,000,000	10,689,800.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	21,000,000	33,116,370.00	
小計		64,000,000	79,395,570.00	
			(6,812,139,906)	
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	14,500,000	15,238,775.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	11,000,000	11,292,930.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	8,000,000	8,053,920.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000	1,006,740.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000	1,006,740.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000	1,941,660.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,000,000	2,912,490.00	
小計		40,500,000	41,453,255.00	
			(2,643,059,538)	
国債証券計			18,087,334,149	
			(18,087,334,149)	
地方債証券				
カナダドル	QUEBEC PROVINCE	6,000,000	6,673,260.00	
	ONTARIO (PROVINCE OF)	10,000,000	10,955,790.00	
	ONTARIO (PROVINCE OF)	7,000,000	7,353,731.00	
	ONTARIO (PROVINCE OF)	7,000,000	7,236,418.00	
	QUEBEC PROVINCE	3,000,000	3,111,150.00	
	BRITISH COLUMBIA PROV OF	4,000,000	4,444,684.00	

	QUEBEC PROVINCE	2,000,000	2,267,870.00	
	ONTARIO (PROVINCE OF)	3,000,000	3,413,448.00	
	ONTARIO (PROVINCE OF)	1,000,000	1,137,816.00	
	ONTARIO (PROVINCE OF)	4,000,000	4,460,316.00	
小計		47,000,000	51,054,483.00	
			(4,380,474,641)	
地方債証券計			4,380,474,641	
			(4,380,474,641)	
特殊債券				
米ドル	EUROPEAN INVESTMENT BANK	6,000,000	6,396,300.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	5,000,000	5,062,750.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	1,000,000	1,012,550.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	8,000,000	8,723,200.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	2,000,000	2,180,800.00	
小計		22,000,000	23,375,600.00	
			(2,211,331,760)	
カナダドル	CANADA HOUSING TRUST	12,000,000	12,863,880.00	
	CANADA HOUSING TRUST	7,000,000	7,195,300.00	
小計		19,000,000	20,059,180.00	
			(1,721,077,644)	
オーストラリアドル	NEW S WALES TREAS CORP	17,000,000	17,582,420.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	8,000,000	8,256,000.00	
	TREAS CORP VICTORIA	3,500,000	3,583,510.00	
	TREAS CORP VICTORIA	3,500,000	3,583,510.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	10,000,000	10,113,100.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	13,500,000	13,533,480.00	
	TREAS CORP VICTORIA	5,000,000	4,881,600.00	
	TREAS CORP VICTORIA	2,000,000	1,952,640.00	
	TREAS CORP VICTORIA	2,000,000	1,952,640.00	
	TREAS CORP VICTORIA	4,000,000	3,905,280.00	
	NEW S WALES TREAS CORP	10,000,000	9,687,000.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	5,000,000	4,969,650.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	1,500,000	1,490,895.00	
	NEW S WALES TREAS CORP	5,000,000	4,951,900.00	
	NEW S WALES TREAS CORP	4,000,000	3,961,520.00	
	NEW S WALES TREAS CORP	1,000,000	990,380.00	
	NEW S WALES TREAS CORP	5,000,000	4,951,900.00	
	NEW S WALES TREAS CORP	2,000,000	1,980,760.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	5,000,000	5,027,550.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	5,000,000	5,027,550.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	4,000,000	4,022,040.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	2,000,000	2,011,020.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	4,000,000	3,919,280.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP	4,000,000	3,919,280.00	

	ASIAN DEVELOPMENT BANK	13,000,000	13,320,840.00	
	COUNCIL OF EUROPE	6,500,000	6,648,200.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	13,000,000	13,546,520.00	
	ASIAN DEVELOPMENT BANK	7,000,000	7,132,930.00	
	INTL FINANCE CORP	10,000,000	10,600,300.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	5,000,000	5,034,400.00	
	INTER-AMERICAN DEVEL BK	5,500,000	5,394,510.00	
	INTL BK RECON & DEVELOP	9,000,000	8,786,160.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	12,000,000	11,800,560.00	
	INTER-AMERICAN DEVEL BK	5,000,000	4,996,250.00	
小計		212,000,000	213,515,575.00	
			(16,699,053,120)	
ニュージーランドドル	COUNCIL OF EUROPE	3,000,000	3,200,142.00	
	EUROPEAN INVESTMENT BANK	5,000,000	5,374,955.00	
	INTL FINANCE CORP	5,000,000	5,377,800.00	
	AFRICAN DEV BANK	2,000,000	2,149,044.00	
	INTL BK RECON & DEVELOP	8,000,000	8,612,184.00	
	INTER-AMERICAN DEVEL BK	5,000,000	5,377,030.00	
	INTER-AMERICAN DEVEL BK	2,000,000	1,981,280.00	
小計		30,000,000	32,072,435.00	
			(2,044,938,455)	
特殊債券計			22,676,400,979	
			(22,676,400,979)	
合計			45,144,209,769	
			(45,144,209,769)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 4 銘柄	18.6%	19.1%
	特殊債券 3 銘柄	4.7%	4.9%
カナダドル	国債証券 6 銘柄	14.7%	15.1%
	地方債証券 9 銘柄	9.4%	9.7%
	特殊債券 2 銘柄	3.7%	3.8%
オーストラリアドル	特殊債券21銘柄	36.0%	37.0%
ニュージーランドドル	国債証券 4 銘柄	5.7%	5.9%
	特殊債券 7 銘柄	4.4%	4.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

パン・パシフィック外国債券オープン

（平成21年9月30日現在）

項目	金額または口数
資産総額	49,377,647,484円
負債総額	1,227,597,757円
純資産総額（ - ）	48,150,049,727円
発行済数量	54,132,733,949口
1万口当たり純資産額（ / *10,000）	8,895円

## 第5【設定及び解約の実績】

パン・パシフィック外国債券オープン

		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期特定期間	第1期	9,139,698,757	316,554,320	8,823,144,437
	第2期	399,987,539	339,150,000	8,883,981,976
	第3期	165,249,889	142,127,934	8,907,103,931
	第4期	33,796,837	311,080,000	8,629,820,768
第2期特定期間	第5期	17,303,431	224,690,104	8,422,434,095
	第6期	115,504,246	292,120,000	8,245,818,341
	第7期	373,236,183	62,538,664	8,556,515,860
	第8期	66,105,630	110,135,449	8,512,486,041
	第9期	150,283,058	98,899,154	8,563,869,945
	第10期	114,065,739	160,030,000	8,517,905,684
第3期特定期間	第11期	126,729,394	241,310,000	8,403,325,078
	第12期	189,080,920	494,925,006	8,097,480,992
	第13期	31,838,609	478,406,968	7,650,912,633
	第14期	19,831,419	441,460,000	7,229,284,052
	第15期	14,588,707	195,464,408	7,048,408,351
	第16期	186,991,918	175,261,014	7,060,184,255
第4期特定期間	第17期	333,854,539	131,630,000	7,262,408,794
	第18期	441,048,865	134,562,839	7,568,894,820
	第19期	465,801,649	132,130,000	7,902,566,469
	第20期	681,173,696	196,212,073	8,387,528,092
	第21期	544,150,660	165,460,000	8,766,218,752
	第22期	456,166,099	170,457,669	9,051,927,182
第5期特定期間	第23期	3,027,068,976	192,445,307	11,886,550,851
	第24期	3,907,194,317	108,640,218	15,685,104,950
	第25期	1,470,021,690	123,736,498	17,031,390,142
	第26期	1,941,206,016	518,941,843	18,453,654,315
	第27期	1,580,835,394	166,714,470	19,867,775,239
	第28期	1,246,844,751	197,360,324	20,917,259,666
第6期特定期間	第29期	1,643,795,309	157,631,668	22,403,423,307
	第30期	1,959,115,537	213,142,563	24,149,396,281
	第31期	633,112,569	172,345,596	24,610,163,254
	第32期	683,033,598	216,004,105	25,077,192,747
	第33期	1,018,458,319	153,873,223	25,941,777,843
	第34期	728,985,724	267,442,923	26,403,320,644
第7期特定期間	第35期	1,202,330,197	766,598,092	26,839,052,749

	第36期	1,139,009,593	587,705,899	27,390,356,443
	第37期	454,591,604	283,920,910	27,561,027,137
	第38期	500,455,220	521,867,475	27,539,614,882
	第39期	482,144,115	371,454,600	27,650,304,397
	第40期	476,984,995	548,024,201	27,579,265,191
第8期特定期間	第41期	478,779,490	743,318,655	27,314,726,026
	第42期	410,396,598	568,652,230	27,156,470,394
	第43期	202,344,724	1,155,623,851	26,203,191,267
	第44期	278,632,305	1,168,088,715	25,313,734,857
	第45期	284,468,438	908,230,993	24,689,972,302
	第46期	576,644,305	767,590,756	24,499,025,851
第9期特定期間	第47期	1,324,547,511	299,705,476	25,523,867,886
	第48期	1,236,166,458	376,966,174	26,383,068,170
	第49期	670,709,390	489,428,020	26,564,349,540
	第50期	1,356,701,066	254,671,740	27,666,378,866
	第51期	1,820,618,268	192,906,294	29,294,090,840
	第52期	2,986,903,620	313,143,118	31,967,851,342
第10期特定期間	第53期	2,258,744,033	242,164,449	33,984,430,926
	第54期	2,276,298,526	213,505,250	36,047,224,202
	第55期	1,903,506,564	267,074,414	37,683,656,352
	第56期	1,699,288,662	150,054,492	39,232,890,522
	第57期	2,099,555,461	188,698,458	41,143,747,525
	第58期	1,733,159,731	258,508,178	42,618,399,078
第11期特定期間	第59期	1,516,713,353	293,269,818	43,841,842,613
	第60期	1,309,838,504	743,451,600	44,408,229,517
	第61期	1,075,684,397	496,579,628	44,987,334,286
	第62期	670,729,100	575,476,986	45,082,586,400
	第63期	691,914,595	532,517,125	45,241,983,870
	第64期	740,853,841	1,251,000,923	44,731,836,788
第12期特定期間	第65期	742,511,041	794,837,600	44,679,510,229
	第66期	849,593,547	492,034,715	45,037,069,061
	第67期	1,237,060,232	395,100,284	45,879,029,009
	第68期	2,362,832,199	560,660,180	47,681,201,028
	第69期	2,922,296,490	523,764,158	50,079,733,360
	第70期	2,548,038,869	643,621,659	51,984,150,570

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額（平成21年9月末現在）

資本金	26億円
発行する株式の総数	16万株
発行済株式総数	11万5600株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

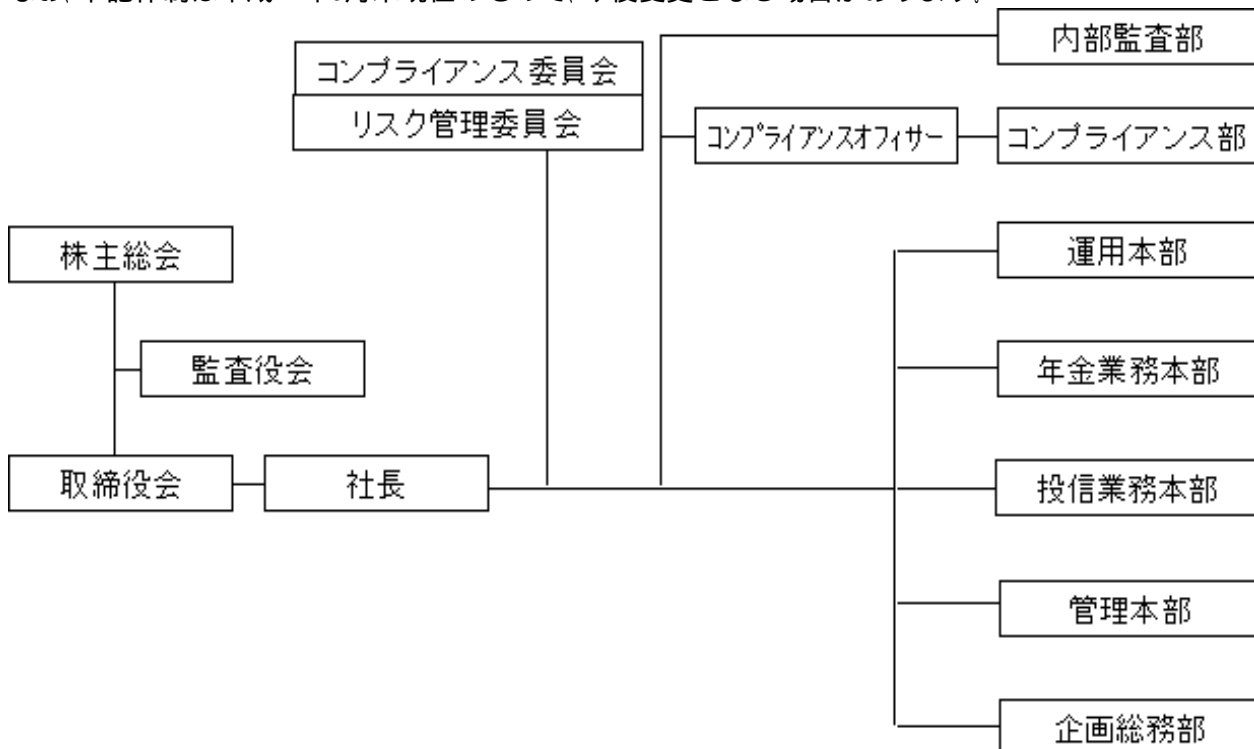
##### （2）会社の機構

（経営体制と運用体制）

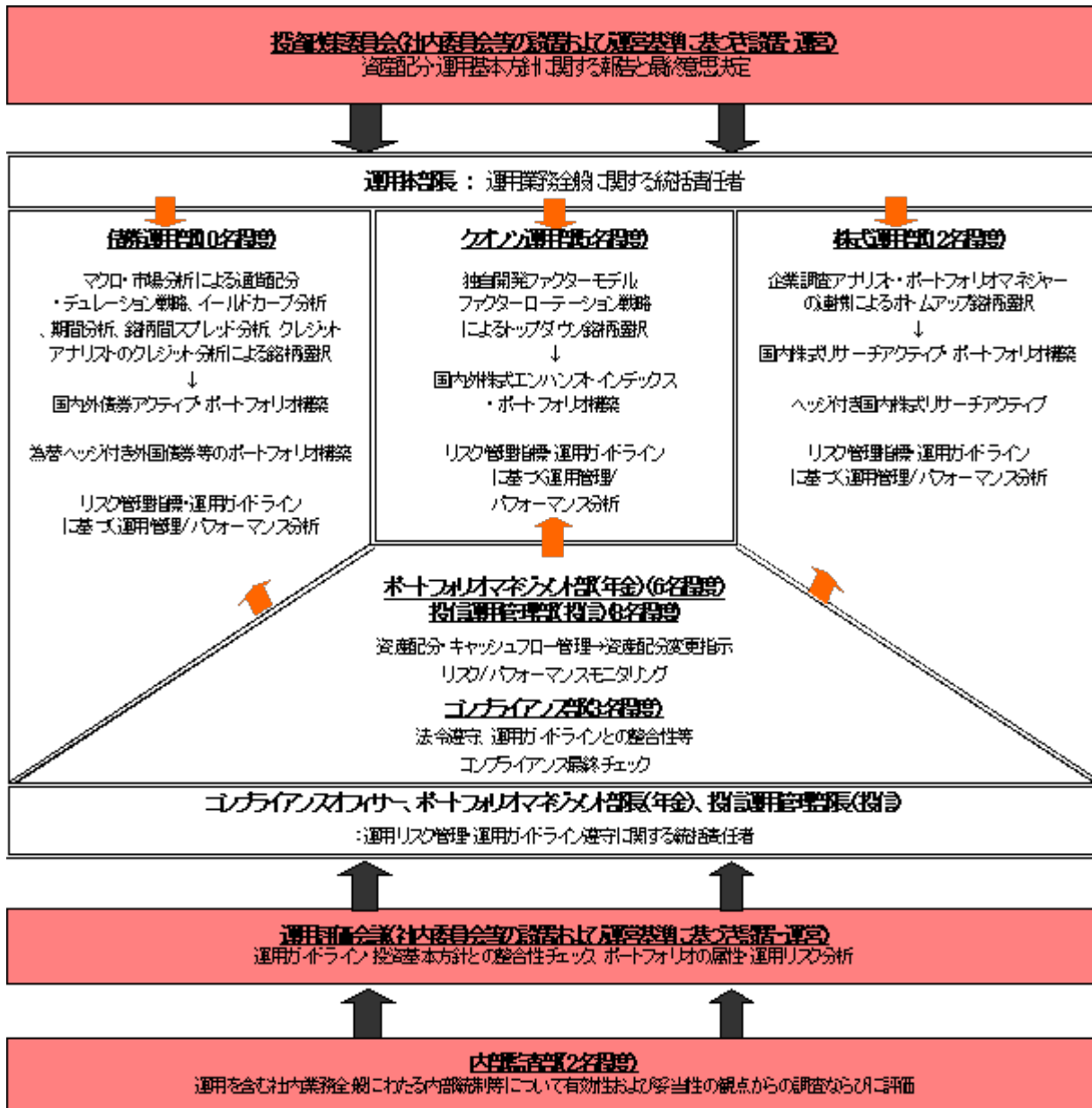
経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の業務を監督します。また、ファンド運用の基本方針、重要事項を決定する投資政策委員会、リスク管理状況をチェックする運用評価会議をおき、運営しています。

ファンドの運用体制は次の通りです。

なお、下記体制は平成21年9月末現在のもので、今後変更となる場合があります。







## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託の純資産総額は、次の通りです。（平成21年9月末現在）

種類	本数	純資産総額（億円）
単位型株式投資信託	3	37
追加型株式投資信託	82	2,794
単位型公社債投資信託	2	59
追加型公社債投資信託	0	0
合計	87	2,876

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

#### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

## 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,382,158		3,123,431
前払費用		38,212		34,920
未収入金		1,723		-
未収委託者報酬		567,753		309,359
未収運用受託報酬	2	58,763	2	47,231
未収投資助言報酬		21,499	2	55,320
未収還付法人税等		-		32,227
未収消費税等		-		17,677
繰延税金資産		29,884		-
その他流動資産		448		5,965
流動資産計		4,100,443		3,626,134
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	67,547	1	57,092
器具備品	1	79,793	1	50,821
有形固定資産計		147,341		107,913
無形固定資産				
ソフトウェア		22,364		17,506
電話加入権		4,324		4,324
その他無形固定資産		111		93
無形固定資産計		26,800		21,924
投資その他の資産				
長期前払費用		6,428		1,232
繰延税金資産		9,489		-
長期差入保証金		171,343		177,826
投資その他の資産計		187,260		179,058
固定資産計		361,402		308,897
資産合計		4,461,846		3,935,031

（単位：千円）

	第10期 （平成20年3月31日現在）	第11期 （平成21年3月31日現在）
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	42,664	6,182
未払金	206,112	102,930
未払手数料	2 206,112	2 102,930
未払費用	165,378	105,129
未払法人税等	20,832	-
未払消費税等	14,336	5,569
前受収益	12,543	-
賞与引当金	54,659	56,231
流動負債計	516,526	276,043
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	22,986	23,821
固定負債計	22,986	23,821
負債合計	539,512	299,864
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	650,084	362,916
利益剰余金計	676,084	388,916
株主資本計	3,922,334	3,635,166
純資産合計	3,922,334	3,635,166
負債・純資産合計	4,461,846	3,935,031

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		3,033,591		2,134,231
受入手数料		58,572		50,488
運用受託報酬	1	614,516	1	506,704
投資助言報酬	1	153,251	1	129,235
営業収益計		3,859,932		2,820,660
営業費用				
支払手数料	1	1,158,705	1	766,367
広告宣伝費		13,882		12,867
公告費		1,849		1,178
調査費		1,104,552		865,325
調査費		324,055		328,473
委託調査費		778,479		535,416
図書費		2,017		1,435
委託計算費		72,165		60,702
営業雑経費		93,614		84,024
印刷費		73,164		65,600
その他雑経費		20,449		18,424
営業費用計		2,444,769		1,790,465
一般管理費				
給料		694,570		712,599
役員報酬		55,294		57,749
給料・手当		545,015		552,981
賞与		94,260		101,868
交際費		5,195		4,135
寄付金		600		300
旅費交通費		32,016		23,065
租税公課		13,319		11,669
不動産賃借料		141,282		151,538
退職給付費用		16,421		19,077
賞与引当金繰入		54,659		56,231
固定資産減価償却費		80,375		47,262
諸経費		222,933		217,534
一般管理費計		1,261,373		1,243,414
営業利益又は営業損失（ ）		153,789		213,219

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第11期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
営業外収益		
有価証券利息	196	-
受取利息	8,926	10,527
有価証券償還益	207	-
雑収入	293	247
営業外収益計	9,623	10,774
営業外費用		
固定資産除却損	1,732	1,950
有価証券売却損	0	-
雑損失	8	60
営業外費用計	1,740	2,010
経常利益又は経常損失（ ）	161,672	204,455
特別利益		
投資有価証券清算益	9,740	-
投資有価証券売却益	6,557	-
特別利益計	16,298	-
特別損失		
臨時法務費用	-	2
特別損失計	-	9,835
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	177,971	214,291
法人税、住民税及び事業税	74,394	2,290
法人税等調整額	360	39,374
当期純利益又は当期純損失（ ）	103,216	255,955

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	662,467	650,084
当期変動額		
剰余金の配当	115,600	31,212
当期純利益又は当期純損失( )	103,216	255,955
当期変動額合計	12,383	287,167
当期末残高	650,084	362,916
株主資本合計		
前期末残高	3,934,717	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	115,600	31,212
当期純利益又は当期純損失( )	103,216	255,955
当期変動額合計	12,383	287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第11期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	102	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	102	-
当期変動額合計	102	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	3,934,820	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	115,600	31,212
当期純利益又は当期純損失（ ）	103,216	255,955
株主資本以外の項目の当期変動額	102	-
当期変動額合計	12,486	287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166



## 重要な会計方針

項目	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。 (追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>

項目	第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

## 表示方法の変更

第10期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第11期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>1 金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。</p> <p>2 金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収収益」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ92,649千円、24,538千円であります。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ707,887千円、139,345千円であります。</p>	

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）	第11期 （平成21年3月31日現在）
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 23,195千円 器具備品 119,966千円	建物 33,650千円 器具備品 111,295千円
2 関係会社に対するものは次のとおりであります。	2 関係会社に対するものは次のとおりであります。
未収運用受託報酬 1,456千円 未払手数料 15,812千円	未収運用受託報酬 793千円 未収投資助言報酬 39,593千円 未払手数料 11,241千円

## （損益計算書関係）

第10期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	第11期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
1 関係会社に対するものは次のとおりであります。	1 関係会社に対するものは次のとおりであります。
運用受託報酬 2,557千円 投資助言報酬 91,141千円 支払手数料 60,152千円	運用受託報酬 1,666千円 投資助言報酬 81,260千円 支払手数料 50,116千円
	2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。

## （株主資本等変動計算書関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

## 2 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	115,600	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	利益剰余金	270	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	-	-	115,600

## 2 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

第10期（平成20年3月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの  
該当事項はありません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
9,567	6,557	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容  
該当事項はありません。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額  
該当事項はありません。

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
<p>1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 22,986千円 (2)退職給付引当金 22,986千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日至平成20年3月31日） 退職給付費用 16,421千円</p> <p>なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,462千円が含まれております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 23,821千円 (2)退職給付引当金 23,821千円</p> <p>3 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日至平成21年3月31日） 退職給付費用 19,077千円</p> <p>なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。</p>

## （ストック・オプション等関係）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">22,240千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,353</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>7,780</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">39,374</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>39,374</u></td> </tr> </table>	賞与引当金	22,240千円	退職給付引当金	9,353	その他	<u>7,780</u>	繰延税金資産小計	39,374	繰延税金資産合計	<u>39,374</u>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(流動)</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">87,823千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">22,880千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td style="text-align: right;">2,864千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>3,081千円</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">116,650千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産(固定)</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">9,692千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>113千円</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">9,806千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right;">126,457千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>125,201千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,255千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債(流動)</td> </tr> <tr> <td>未収事業税</td> <td style="text-align: right;"><u>1,255千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">1,255千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。</p>	繰延税金資産(流動)		税務上の繰越欠損金	87,823千円	賞与引当金	22,880千円	法定福利費	2,864千円	その他	<u>3,081千円</u>	計	116,650千円	繰延税金資産(固定)		退職給付引当金	9,692千円	その他	<u>113千円</u>	計	9,806千円	繰延税金資産計	126,457千円	評価性引当金	<u>125,201千円</u>	繰延税金資産合計	1,255千円	繰延税金負債(流動)		未収事業税	<u>1,255千円</u>	繰延税金負債合計	1,255千円	繰延税金資産の純額	-千円
賞与引当金	22,240千円																																												
退職給付引当金	9,353																																												
その他	<u>7,780</u>																																												
繰延税金資産小計	39,374																																												
繰延税金資産合計	<u>39,374</u>																																												
繰延税金資産(流動)																																													
税務上の繰越欠損金	87,823千円																																												
賞与引当金	22,880千円																																												
法定福利費	2,864千円																																												
その他	<u>3,081千円</u>																																												
計	116,650千円																																												
繰延税金資産(固定)																																													
退職給付引当金	9,692千円																																												
その他	<u>113千円</u>																																												
計	9,806千円																																												
繰延税金資産計	126,457千円																																												
評価性引当金	<u>125,201千円</u>																																												
繰延税金資産合計	1,255千円																																												
繰延税金負債(流動)																																													
未収事業税	<u>1,255千円</u>																																												
繰延税金負債合計	1,255千円																																												
繰延税金資産の純額	-千円																																												

## （企業結合等関係）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

## （持分法損益等）

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

## 関連当事者情報

第10期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払	収益 93,698 費用 61,424	未収運用受託報酬  未払手数料等	1,456  15,847

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 取引金額には消費税は含まれておりません。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第11期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

## 1 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬  未収運用受託報酬  未払手数料等	39,593  793  11,276

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。



## （ 1株当たり情報 ）

第10期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）		第11期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）	
1株当たり純資産額	33,930円22銭	1株当たり純資産額	31,446円07銭
1株当たり当期純利益	892円87銭	1株当たり当期純損失	2,214円14銭
(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(1) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	103,216千円	当期純損失	255,955千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	103,216千円	普通株式に係る当期純損失	255,955千円
期中平均株式数	115,600株	期中平均株式数	115,600株

## （ 重要な後発事象 ）

第10期（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 委託会社の定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称： 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額： 324,279百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成21年3月末現在）	事業の内容		
岡三オンライン証券株式会社 オリックス証券株式会社 極東証券株式会社 東海東京証券株式会社 日興コーディアル証券株式会社 日産センチュリー証券株式会社 浜銀TT証券株式会社 フィデリティ証券株式会社	5,500 3,000 5,251 5,900 100,000 1,500 3,307 4,207.5  (平成21年3月23日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。		
前田証券株式会社 明和証券株式会社 楽天証券株式会社 ワイエム証券株式会社	2,198 511 7,445 1,270			
イーバンク銀行株式会社	23,485  (平成21年7月17日現在)		日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。	
株式会社愛媛銀行 株式会社大垣共立銀行 オーストラリア・アンド・ニュー ジーランド・バンキング・グルー プ・リミテッド（銀行）	19,078 27,971 1,062,801  (13,460百万豪ドル)  (注) 豪ドルの円換算は、便宜上、平成21年 9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀 行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル = 78.96円）によります。			
株式会社大光銀行 株式会社第三銀行 株式会社肥後銀行 株式会社北海道銀行 株式会社武蔵野銀行	10,000 22,461 18,128 93,524 45,743			
明治安田生命保険相互会社	410,000  平成21年3月末現在の基金および基金 償却積立金の合計			日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (2) 販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

### 3【資本関係】

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株式を114,000株（持株比率98.62%）保有しています。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を採用することがあります。また、ファンドの形態および委託会社の名称が記載されます。
- (2) 目論見書に以下の項目について記載します。
- 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、冒頭に記載することがあります。
- 届出書本文第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- 目論見書に信託約款の全文を記載します。
- 目論見書の巻末に「用語集」を掲載することがあります。
- 以下の趣旨の事項を記載することがあります。
- <投資信託の購入の注意>
- 投資信託は、その商品性から次の特徴をご理解のうえ、ご購入くださいますようお願い申し上げます。
- ・投資信託は預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・登録金融機関は投資者保護基金に加入していません。
  - ・投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託の購入者が負うことになります。
  - ・投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) ファンドに関する情報として、ファンドの資産額を記載することがあります。
- (6) ファンドマネージャーの氏名、写真、略歴等を記載することがあります。
- (7) 投信評価会社、投信評価機関の評価を取得、使用することがあります。
- (8) 当ファンドの運用実績の推移を表示することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年10月16日

安田投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパン・パシフィック外国債券オープンの平成21年2月17日から平成21年8月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パン・パシフィック外国債券オープンの平成21年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

---

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年4月3日

安田投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパン・パシフィック外国債券オープンの平成20年8月16日から平成21年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パン・パシフィック外国債券オープンの平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)



独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

安田投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。